



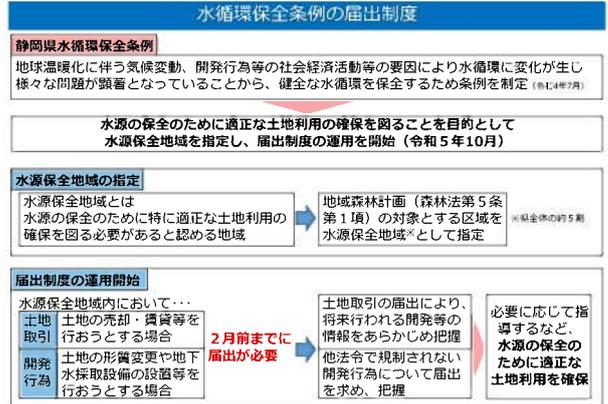
静岡県水循環保全条例に基づく水源保全地域を指定



静岡県では、健全な水循環を保全するため、令和4年に静岡県水循環保全条例が施行されました。この条例に基づき、水源の保全のために適正な土地利用の確保等を図ることを目的として、令和5年10月2日に水源保全地域を指定し、届出制度の運用を開始しました。

これにより、水源保全地域内で土地取引（土地の売買契約、賃貸借契約等の締結など）や開発行為（土地の形質変更、地下水採取設備の設置、工作物の新築、立木竹の伐採等）を行う場合は、2か月前までに届出が必要になりました。

届出制度により、将来行われる可能性がある開発行為を事前に把握することや、既存の法令で規制されない開発行為について届出を求めて把握することが可能となります。



制度概要



指定区域

下水処理場におけるカーボンニュートラルの実現に向けて



富士市の西部浄化センターでは、民間企業との共同研究により、下水処理におけるカーボンニュートラルの実現に向けた水熱炭化技術による下水汚泥の燃料化を開始しました。

本技術により下水汚泥を低温かつ湿式状態で炭化することで、固形燃料化に要するエネルギーを大幅に削減することが可能です。

従来の固形燃料化技術では下水処理におけるカーボンニュートラルの実現は困難でしたが、下水汚泥のメタン発酵と本技術を組み合わせることで、CO2排出量実質ゼロを目指します。



水熱炭化設備の外観



ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ協定を締結 ～浜名湖の保全に向けて～

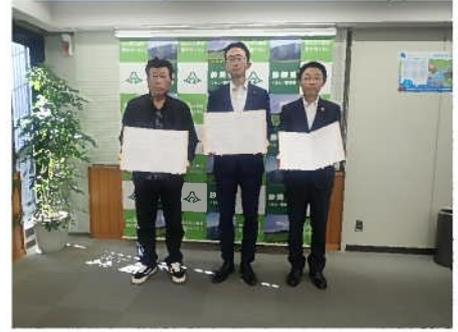


静岡県は、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に基づき、持続可能な環境保全活動を推進する「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」を令和5年8月に制定しました。

令和5年10月17日に、本制度に基づく協定第1号を、環境保全団体である舞阪の自然を守る会、須山建設株式会社（共に浜松市中央区）、県の三者で締結しました。この協定に基づき、浜名湖「いかり瀬」における外来植物除去活動等を行います。

令和5年10月29日には、協定締結後初の活動を行いました。協定締結者はもちろんのこと、地元の高中生や一般の方にも参加いただき、近年では最多の外来植物除去量となりました。

今後も、この制度を推進し、持続可能な環境保全活動を支援していきます。



協定締結式



「いかり瀬」外来植物除去活動

「南アルプスが輝く未来デザイン」を策定しました



【南アルプスを未来につなぐ会HP】



令和6年3月末、県が事務局を務める「南アルプスを未来につなぐ会（会長：山極壽一 総合地球環境学研究所 所長）」は、南アルプスがもたらしてきた数多くの恩恵を再認識し、そこから生まれ出る魅力を通じて、南アルプスが次代に引き継がれていく姿と、そのための取組等を提案する「南アルプスが輝く未来デザイン」を策定しました。

本紙は、自然や山登りが大好きな主人公の中学生「嶺花ちゃん」と南アルプスを象徴する登場人物の対話によりストーリーが展開されています。「天狗さん」と「ライチョウさん」は自然の魅力を、「おじいちゃん」と地元の伝説の英雄「てしままく」は南アルプスの恵みで築かれた文化を語っています。

南アルプスの未来について、多くの方々と一緒に考えていただくため、未来デザインの普及を進めていきます。



「南アルプスが輝く未来デザイン」表紙